JACA
JAPAN ASSOCIATION FOR COLLEGE ACCREDITATION
NEWS LETTER
財団法人 短期大学基準協会

2011 AUGUST Vol.55

CONTENTS

●基準協会の動き
●論説１　第三者評価で得たもの
●論説２　ALO を経験して
●協会から　課題取り組みを支援する第三者評価

# 基準協会の動き

## 第三者評価

### 平成 22 年度

**●平成 22 年度第三者評価適格認定証の贈呈式を挙行しました**

本協会では、平成 22 年度第三者評価の結果、本協会の短期大学評価基準を満たしているものとして適格と認定された短期大学（74 校）に対し、平成 23 年 5 月 15 日（日）、東京・九段下「ホテルグランドパレス」にて、平成 22 年度第三者評価適格認定証の贈呈式を挙行しました。

当日は、74 校の理事長、学長及び ALO 等の方々 133 名が出席し、関口修理事長から各短期大学の代表者に適格認定証が手渡されました。式典終了後は、別室にて情報交換会が催され、和やかな懇談ののち終了しました。

適格認定証

○○短期大学

貴短期大学は平成 22 年度
第三者評価の結果 適格と認定する

Japan Association for College Accreditation
JACA Accredited College
ACCREDITED 2010

平成 23 年 3 月 24 日
財団法人　短期大学基準協会
理事長　関口 修

（平成22年度　適格認定証）

（適格認定証を贈呈する関口理事長と評価校代表者）

### 平成 23 年度

**●平成 23 年度の評価校を決定しました**

平成 23 年度の評価校は、平成 22 年度評価において保留となった 9 校について、再評価を行うことに決定しました。

### 平成 24 年度

**●平成 24 年度第三者評価の申込みを締め切りました**

平成 24 年度第三者評価は、去る 6 月 3 日付で評価の申込み案内を全国の公・私立短期大学へ送付し、7 月末日に評価の申込みを締め切りました。平成 24 年度に評価を受ける短期大学は、9 月の理事会で決定します。

**●「平成 24 年度 ALO 対象説明会」を開催します**

本協会では、第 2 評価期間の最初の説明会であることから、平成 24 年度に評価を受ける短期大学の ALO（第三者評価連絡調整責任者）及び事務局関係者のみならず、すべての会員短期大学 ALO 等を対象に、第 2 評価期間の第三者評価及び自己点検・評価活動等の理解及び促進を図ることとして、「平成 24 年度第三者評価 ALO 対象説明会」を来る 8 月 23 日（火）に東京・市ヶ谷「アルカディア市ヶ谷（私学会館）」にて開催します。当日は、自己点検・評価報告書の記載方法や評価実施に際しての留意事項などについて説明・質疑応答を行う予定です。

## 事業報告・決算報告

**●平成 22 年度事業報告及び決算報告が承認されました**

去る 5 月 26 日開催の第 13 回評議員会及び第 31 回理事会において、平成 22 年度の事業報告案及び決算報告案が承認されました。本協会のウェブサイト（http://www.jaca.or.jp）にも掲載しておりますので、ご参照ください。

### 平成 22 年度事業報告

**概要**

財団法人短期大学基準協会は、平成 22 年度に短期大学 83 校の第三者評価を実施し、平成 17 年度から開始しました第 1 評価期間における第三者評価をすべて終了しました。その結果、募集停止校や他の認証評価機関で評価を受けた短期大学を除き、会員校のすべて（合計 327 校）が第三者評価を受けたことになりました（その他に非会員校 1 校が評価を受けました）。

また、平成 24 年度からの第三者評価の要綱及び短期大学評価基準の見直しを行い、その改正案に対するパブリック・コメントを経て、第三者評価の要綱（平成 22 年 7 月及び平成 23 年 2 月）、短期大学評価基準（平成 22 年 7 月）を改定し、公表しました。

短期大学にかかわる高等教育の調査研究では、短期大学における主体的改革・改善に資する自己点検方法に関する調査研究として、昨年度に引き続き短期大学の自己点検・評価活動に資する学生調査の開発を行っています。

なお、本協会は会員制をとっており、平成 22 年度末現在の会員は 339 校でありました。

平成 22 年度の事業の内容は次のとおりであります。

**◇事業内容**

**1．認証評価機関としての第三者評価の実施**

(1) 平成 22 年度第三者評価の実施

平成 22 年度第三者評価については、平成 21 年 9 月 18 日開催の理事会において 84 校の短期大学について実施することを決定しました。その後、3 校の短期大学から学生募集停止を理由に評価申し込みの取り下げがありました。また、平成 21 年度第三者評価の途中で評価を取り下げた 2 校から平成 22 年 2 月、3 月に再度の申請があり、合計 83 校の短期大学を対象に評価を開始しました。

本協会に登録されている評価員候補者の中から、340 名を平成 22 年度評価員として委嘱した後、1 チーム 4 ～ 5 名の評価チームを編成し、評価校が提出した自己点検・評価報告書に基

づき、平成 22 年 7 月～ 8 月及び 9 月～ 10 月の間に書面調査及び訪問調査を行い、評価チームごとに領域別評価票が作成されました。

次いで、第三者評価委員会の下に、1 分科会 3 名で構成される 16 の分科会を設けました。各分科会は、評価チームから提出された領域別評価について検討を加え、当該チーム責任者からヒアリングを行った上、機関別評価原案を作成し、第三者評価委員会に提出しました。第三者評価委員会では、各分科会で作成された機関別評価原案について、各分科会主査の報告を受けた後、全体的観点から審議し、機関別評価案を作成し、さらに平成 22 年 12 月 16 日に開催された理事会で機関別評価案の審議を行い、翌日各評価校に内示しました。

第三者評価委員会からの内示に対して、3 校の短期大学から機関別評価案の指摘事項に対する異議申立書の提出がありました。この異議申立てについては、第三者評価審査委員会（以下「審査委員会」という。）に諮問しました。審査委員会では、諮問事項について提出された資料を中心に事実誤認の有無及び申立ての適否を審査の結果、2 校については、異議申立ての事由が妥当であると判断され、必要な修正や削除等を行う旨を理事会に答申しました。残りの 1 校については、内示した機関別評価案を妥当とするが一部記述を修正する旨を理事会に答申しました。理事会は審査委員会のこれら 3 件の答申を承認しました。

評価委員会から提出された機関別評価案を、審査委員会からの答申とともに、平成 23 年 2 月 4 日開催の理事会及び平成 23 年 3 月 24 日に開催された理事会に諮りました。理事会では、機関別評価案を審議した結果、平成 22 年度の評価校 83 校のうち、74 校に対して本協会が定める「短期大学評価基準」を満たしていることから「適格」と認定しました。また、9 校に対しては「短期大学評価基準」の一部を満たしていないと判断しましたが、本協会は、当該短期大学を設置する学校法人の改善意思及び改善計画を確認したので、機関別評価を「保留」としました。なお、これらの短期大学は、1 年以内に再評価を受ける必要があります。

さらに、本協会は、すべての評価校に対して教育活動の更なる向上・充実に資するため、機関別評価結果、機関別評価結果の事由のほかに、「特に優れた試みと評価できる事項」、「向上・充実のための課題」、「早急に改善を要すると判断される事項」及び「領域別評価結果」について、コメントを付しました。

なお、理事会で決定された評価結果は、当該短期大学に通知するとともに「平成 22 年度第三者評価結果報告書」として会員短期大学及び関係機関等へ配布するとともに、本協会のウェブサイト上に掲載し、社会へ公表いたしました。また、平成 22 年度第三者評価において適格認定を受けた短期大学 74 校に対して、平成 23 年 5 月 15 日に適格認定証を贈呈しました。

⑵ 評価員、ALO の研修会の企画・実施

本協会の行う評価は、評価する側と評価される側がともに短期大学の質の向上･充実を目指すピアの精神に基づき、大学人の自律性によって、短期大学の質の向上･充実を図ることを目的としていることから、「評価員」と「ALO」がともに重要な役割を担っています。そこで、「平成 22 年度第三者評価　評価員研修会」は、平成 22 年 7 月 8 日･9 日の 2 日間にわたり開催し、340 名の参加を得て、22 年度評価に対する基本方針について共通理解を図るとともに評価の実践に即応した説明を行い、評価員としての能力育成に重点をおいた事業を展開しました。

また、平成 22 年度評価実施校 ALO 対象説明会は、平成 21 年 9 月 16 日に 186 名の ALO や事務担当者の参加を得て、第三者評価の基本的な考え方について共通理解を図り、ALO の役割、第三者評価の留意事項などについて説明をしました。

さらに、平成 24 年度からの新しい「短期大学基準協会第三者評価要綱」、「短期大学評価基準」

及び「自己点検・評価報告書作成マニュアル」の理解を会員短期大学等に深めていただくための新評価基準等に関する ALO 対象説明会を平成 22 年 8 月 30 日に聖徳大学川並香順記念講堂において約 450 名の参加を得て実施しました。

⑶ 平成 23 年度第三者評価の準備

平成 23 年度の第三者評価については、平成 22 年 4 月 8 日に全国の短期大学理事長・学長へ申し込みの通知（申込期限は、平成 22 年 7 月 31 日）をいたしましたが、本協会の第三者評価は平成 17 年度に開始したことなどから、申し込みはありませんでした。なお、平成 22 年度の第三者評価におきまして保留とされた 9 短期大学から再評価の申し込みがありましたので、平成 23 年度の第三者評価は、9 短期大学について実施することとしています。

⑷ その他認証評価に係る事業

本協会の第三者評価は数多くの評価員の協力に支えられていますが、その御労苦に多少なりとも応えるため、平成 22 年度第三者評価の評価員 328 名に対して認定証を交付しました。

## 2．短期大学が行う自己点検・相互評価活動の促進及び支援

⑴ 自己点検・評価活動のための支援

自己点検・相互評価推進委員会は、自己点検・相互評価活動の支援として、平成 11 年度以来毎年度、会員短期大学間で行われた相互評価の成果を合冊・製本して会員短期大学及び関係機関等に配布していましたが、平成 22 年度から相互評価実施結果の報告書は、本協会のウェブサイトに掲載することとしました。

平成 22 年度の相互評価実施校は以下のとおりです。

| | |
|---|---|
| 1 | 湊川短期大学と愛知学泉短期大学 |
| 2 | 湘北短期大学と松本大学松商短期大学部（第 7 回） |
| 3 | 広島文化学園短期大学と宇部フロンティア大学短期大学部 |
| 4 | 東九州短期大学と九州龍谷短期大学 |
| 5 | 杉野服飾大学短期大学部と京都嵯峨芸術大学短期大学部 |
| 6 | 金城大学短期大学部と比治山大学短期大学部 |
| 7 | 長崎女子短期大学と奈良佐保短期大学 |
| 8 | 帝京短期大学と帝京平成看護短期大学 |

⑵ 短期大学間の相互評価の推進

自己点検・相互評価推進委員会では、短期大学間相互評価の相手校選定支援として、平成 19 年度から相互評価実施に関する情報を収集し、希望する会員短期大学に対してそれらのデータを提供しています。

平成 22 年度も、すべての会員短期大学に対して相互評価に関する情報提供への参加意向調査の通知を 5 月に送付したところです。

## 3．地域総合科学科（総称）の適格認定評価・達成度評価

⑴ 平成 22 年度地域総合科学科の適格認定評価

平成 22 年度の地域総合科学科の適格認定評価の申請はありませんでした。

近年、地域総合科学科と類似の学科が本協会に申請することなく数多く設置されていること

から、自己点検・相互評価推進委員会及び理事会において、今後の地域総合科学科の認定のあり方等について検討を行っています。

(2) 平成 22 度地域総合科学科に対する達成度評価（1 校）

| 短期大学名 | 開設学科名 |
|---|---|
| 名古屋学芸大学短期大学部 | 現代総合学科（平成 19 年度開設） |

自己点検・相互評価推進委員会は、地域総合科学科として適格と認定された学科が完成年度を経た時点で達成度評価を実施しています。平成 22 年度は、1 短期大学 1 学科（平成 19 年度開設学科）に対して達成度評価を実施しました。平成 22 年 6 月 30 日の自己点検・相互評価推進委員会において、教育実績を中心に当該学科の達成度状況などについて審議の結果、一定の成果を達成していることが確認され、達成度評価報告案として取りまとめられました。

平成 22 月 9 月 16 日の理事会において、当該学科の達成度評価報告案が承認され 10 月 1 日、「地域総合科学科適格認定証」の送付とともに当該短期大学へ通知しました。

## 4．短期大学に関わる高等教育の調査研究

短期大学における主体的改革・改善に資する自己点検方法に関する調査研究

① 「日本型コミュニティ・カレッジ開発研究」協力調査研究

調査研究委員会は、九州地区の 9 短期大学及び高等教育関係者で組織された「短期大学の将来構想に関する研究会」(平成 21 年に「短期大学コンソーシアム九州研究センター」に改称) 以下「CC 研」という。）と協力して、短期大学の卒業生調査や、卒業生を受け入れた事業所及び進学先の四年制大学などへの調査を実施してきました。平成 22 年度は、平成 20 年度からの継続として高等学校関係者を対象としたステークホルダー調査の開発研究を行いました。

調査は高等学校の進路指導関係者を対象としたインタビューという形で行われました。インタビューは、CC 研メンバーの 9 短期大学でそれぞれ 3 ～ 4 校を担当し、その調査結果については、平成 23 年 3 月に『高校教員インタビュー報告書』として公表しました。

② 短大生調査 2010 年：「大学生調査研究プログラム」(JCIRP) 協力調査研究

短期大学における学習効果測定の開発として平成 20 年度に開始された「短大生調査」は、平成 22 年度はこれまでの結果を踏まえて設定したバージョンを「短大生調査 2010 年 (JJCSS2010)」として実施しました。調査結果は、全体集計結果として取りまとめて会員短期大学などに配布する予定です。

## 5．短期大学に関する資料等の刊行及び会報の発刊

(1) 報告書の刊行

上記 1 － (1)「平成 22 年度第三者評価結果報告書」及び 4 －①「短期大学のステークホルダーに関する調査研究報告書―高校教員インタビュー報告書―」、4 －②「短期大学学生に関する調査研究― 2009 年 JJCSS 調査全体結果報告―」を会員校及び関係機関に配布しました。また、上記 2 － (1)「平成 22 年度短期大学間相互評価報告書」については、本年度より報告書の刊行を取りやめ、ホームページに報告書の内容を掲載することにしました。

(2) 会報の発刊

本協会の広報委員会は、年 4 回会報「ニューズレター」を刊行し、会員校はじめ関係者に本

協会の活動等についてお知らせしています。平成 22 年度は第 50 号から第 53 号までを発刊しました。なお、バックナンバーは、本協会のウェブサイトに掲載しています。

**6．その他目的を達成するために必要な事業**

⑴ 公益法人制度改革に伴う本協会の移行の準備

平成 22 年 1 月の新公益法人検討特別委員会において、平成 23 年度に一般財団法人への移行申請を行うことが申し合わされ、移行スケジュール、最初の評議員の選任方法、機関設計及び定款の変更案の作成などの準備作業を進めました。

⑵ ホームページの整備充実

開設以来、大幅なデザインの変更を行わなかった本協会のホームページについては、会員校等のユーザーにとってより使いやすいホームページにリニューアルすることになり、広報委員会において平成 23 年度中の開設を目途に準備作業を行いました。リニューアルについては、各ページのデザインの変更のほかに、かねてから課題であった本協会の概要の英語版の作成にも着手し、また、第三者評価で適格と判定された短期大学が、その後の第三者評価を受けるまでの期間に、短期大学の名称・所在地、教育目的、入学・収容定員、学生募集停止などの大幅な変更があった場合の変更事項なども掲載する予定です。

⑶ その他

① 認証評価機関連絡協議会

中央教育審議会大学分科会の「中長期的な大学教育の在り方に関する第二次報告」（平成 21 年 8 月 26 日）において、公的な質保証システムに関する検討課題として各認証評価機関の連携による取組を進めていくことが取り上げられました。

これを受けて、認証評価事業を実施している本協会、独立行政法人大学評価・学位授与機構、財団法人大学基準協会、財団法人日本高等教育評価機構の 4 機関共同で、専門分野別の認証評価機関にも呼びかけて、認証評価の充実に向けた連携や認証評価に関する情報の共有を行う「認証評価機関連絡協議会」設立が提案され、平成 22 年 12 月 17 日に 4 機関連名による文書で他の認証評価機関長へ参加を呼びかけ、設立準備が進められました。

平成 23 年 1 月 17 日に 10 機関の代表が集まり、第 1 回認証評価機関連絡協議会が開催されました。本協会からは、関根秀和副理事長が出席いたしました。協議会では、大学評価・学位授与機構の岡本和夫委員を議長、大学基準協会の鈴木典比古委員を議長代理に選出したのち、認証評価機関連絡協議会設置要領等が決定され、今後の活動等について意見交換が行われました。

② 機関別認証評価制度に関する連絡会

本協会では、認証評価事業を実施している独立行政法人大学評価・学位授与機構、財団法人大学基準協会、財団法人日本高等教育評価機構の 3 機関と定期的（年 4 回）に「機関別認証評価制度に関する連絡会」を開催して、評価事業の現状報告、今後の予定、当面する諸問題などについて情報交換を行いました。

# 貸借対照表総括表

平成23年 3月31日現在

（単位：円）

| 科　　目 | 一般会計 | 適格特別会計 | 内部取引消去 | 合　計 |
|---|---|---|---|---|
| Ⅰ　資産の部 | | | | |
| １．流動資産 | | | | |
| 現金預金 | 40,024,620 | 0 | 0 | 40,024,620 |
| 前払金 | 464,580 | 0 | 0 | 464,580 |
| 流動資産合計 | 40,489,200 | 0 | 0 | 40,489,200 |
| ２．固定資産 | | | | |
| (1) 基本財産 | | | | |
| 基本財産引当資産 | 100,000,000 | 0 | 0 | 100,000,000 |
| 基本財産合計 | 100,000,000 | 0 | 0 | 100,000,000 |
| (2) 特定資産 | | | | |
| 退職給付引当資産 | 21,815,770 | 0 | 0 | 21,815,770 |
| 減価償却引当資産 | 4,567,145 | 0 | 0 | 4,567,145 |
| 評価事業引当資産 | 133,246,282 | 0 | 0 | 133,246,282 |
| 特定資産合計 | 159,629,197 | 0 | 0 | 159,629,197 |
| (3) その他固定資産 | | | | |
| 建物付属設備 | 748,269 | 0 | 0 | 748,269 |
| 什器備品 | 2,411,308 | 0 | 0 | 2,411,308 |
| 保証金 | 7,920,000 | 0 | 0 | 7,920,000 |
| その他固定資産合計 | 11,079,577 | 0 | 0 | 11,079,577 |
| 固定資産合計 | 270,708,774 | 0 | 0 | 270,708,774 |
| 資産合計 | 311,197,974 | 0 | 0 | 311,197,974 |
| Ⅱ　負債の部 | | | | |
| １．流動負債 | | | | |
| 未払金 | 8,245,170 | 0 | 0 | 8,245,170 |
| 預り金 | 654,218 | 0 | 0 | 654,218 |
| 流動負債合計 | 8,899,388 | 0 | 0 | 8,899,388 |
| ２．固定負債 | | | | |
| 退職給付引当金 | 21,815,770 | 0 | 0 | 21,815,770 |
| 固定負債合計 | 21,815,770 | 0 | 0 | 21,815,770 |
| 負債合計 | 30,715,158 | 0 | 0 | 30,715,158 |
| Ⅲ　正味財産の部 | | | | |
| １．指定正味財産 | | | | |
| 寄付金 | 100,000,000 | 0 | 0 | 100,000,000 |
| 指定正味財産合計 | 100,000,000 | 0 | 0 | 100,000,000 |
| （うち基本財産への充当額） | （100,000,000） | 0 | 0 | （100,000,000） |
| ２．一般正味財産 | 180,482,816 | 0 | 0 | 180,482,816 |
| （うち特定資産への充当額） | （137,813,427） | 0 | 0 | （137,813,427） |
| 正味財産合計 | 280,482,816 | 0 | 0 | 280,482,816 |
| 負債及び正味財産合計 | 311,197,974 | 0 | 0 | 311,197,974 |

# 正味財産増減計算書総括表

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

（単位：円）

| 科　　目 | 一般会計 | 適格認定特別会計 | 内部取引消去 | 合　　計 |
|---|---|---|---|---|
| **Ⅰ　一般正味財産増減の部** | | | | |
| 1．経常増減の部 | | | | |
| （1）経常収益 | | | | |
| 基本財産運用益 | [ 202,191 ] | [ 0 ] | [ 0 ] | [ 202,191 ] |
| 基本財産受取利息 | 202,191 | 0 | 0 | 202,191 |
| 特定資産運用益 | [ 465,274 ] | [ 0 ] | [ 0 ] | [ 465,274 ] |
| 特定資産受取利息 | 465,274 | 0 | 0 | 465,274 |
| 受取会費 | [ 89,893,500 ] | [ 0 ] | [ 0 ] | [ 89,893,500 ] |
| 受取会費 | 89,893,500 | 0 | 0 | 89,893,500 |
| 事業収益 | [ 84,802,000 ] | [ 0 ] | [ 0 ] | [ 84,802,000 ] |
| 第三者評価事業収益 | 84,802,000 | 0 | 0 | 84,802,000 |
| 雑収益 | [ 1,397,814 ] | [ 0 ] | [ 0 ] | [ 1,397,814 ] |
| 受取利息 | 90,410 | 0 | 0 | 90,410 |
| 雑収益 | 1,307,404 | 0 | 0 | 1,307,404 |
| 他会計からの繰入額 | [ 0 ] | [ 132,695 ] | [ △ 132,695 ] | [ 0 ] |
| 適格認定一般会計繰入額 | 0 | 132,695 | △ 132,695 | 0 |
| 経常収益計 | 176,760,779 | 132,695 | △ 132,695 | 176,760,779 |
| （2）経常費用 | | | | |
| 事業費 | [ 148,705,692 ] | [ 132,695 ] | [ 0 ] | [ 148,838,387 ] |
| 人件費 | 70,310,998 | 0 | 0 | 70,310,998 |
| 第三者評価費 | 49,379,937 | 0 | 0 | 49,379,937 |
| 自己点検・相互評価費 | 964,595 | 0 | 0 | 964,595 |
| 適格認定費 | 0 | 132,695 | 0 | 132,695 |
| 調査研究費 | 4,398,265 | 0 | 0 | 4,398,265 |
| 広報啓発活動費 | 2,796,111 | 0 | 0 | 2,796,111 |
| 事業諸経費 | 20,855,786 | 0 | 0 | 20,855,786 |
| 管理費 | [ 30,184,787 ] | [ 0 ] | [ 0 ] | [ 30,184,787 ] |
| 人件費 | 19,976,403 | 0 | 0 | 19,976,403 |
| 理事会・評議員会費 | 1,590,076 | 0 | 0 | 1,590,076 |
| 事務費 | 8,618,308 | 0 | 0 | 8,618,308 |
| 他会計への繰出額 | [ 132,695 ] | [ 0 ] | [ △ 132,695 ] | [ 0 ] |
| 適格認定特別会計繰出額 | 132,695 | 0 | △ 132,695 | 0 |
| 経常費用計 | 179,023,174 | 132,695 | △ 132,695 | 179,023,174 |
| 当期経常増減額 | △ 2,262,395 | 0 | 0 | △ 2,262,395 |
| 2．経常外増減の部 | | | | |
| （1）経常外収益 | | | | |
| 経常外収益計 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| （2）経常外費用 | | | | |
| 経常外費用計 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 当期経常外増減額 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 当期一般正味財産増減額 | △ 2,262,395 | 0 | 0 | △ 2,262,395 |
| 一般正味財産期首残高 | 182,745,211 | 0 | 0 | 182,745,211 |
| 一般正味財産期末残高 | 180,482,816 | 0 | 0 | 180,482,816 |
| **Ⅱ　指定正味財産増減の部** | | | | |
| 当期指定正味財産増減額 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 指定正味財産期首残高 | 100,000,000 | 0 | 0 | 100,000,000 |
| 指定正味財産期末残高 | 100,000,000 | 0 | 0 | 100,000,000 |
| **Ⅲ　正味財産期末残高** | 280,482,816 | 0 | 0 | 280,482,816 |

## 役員・会員

### ●会員短期大学の状況

去る 5 月 26 日の第 31 回理事会において、引き続き理事長に関口修理事、副理事長に末岡・関根両理事が就任されました。また、本協会の平成 23 年会員短期大学数は、東京福祉大学短期大学部と愛知医療学院短期大学が入会し、329 校となっております。

## お悔やみ

### ●川並弘昭先生を偲んで

平成 23 年 5 月 30 日、本協会名誉理事長の川並弘昭先生が逝去されました。享年 78 歳でした。平成 23 年 6 月 26 日に聖徳大学　体育館（千葉県松戸市）にて学園葬が執り行われ、川並先生を偲んで多数の方々が参列されました。

平成 3 年の大学審議会答申「短期大学教育の改善について」において、短期大学設置基準の弾力化、自己点検・評価システムの導入等が求められると共に、自己点検・自己評価を支援する短期大学の自主的組織の設立が提言されたことに応えて、平成 6 年に短期大学における自己点検・自己評価による改善を支援することを目的として、短期大学基準協会が設立されました。

川並先生は、設立された短期大学基準協会の当初の理事に就任し、平成 12 年には会長に選任されました。その後、平成 17 年に短期大学基準協会が認証評価機関「財団法人短期大学基準協会」として設立された際には、理事長に就任し、以来、平成 21 年 3 に退任されるまでの 15 年間の長きにわたり、卓越した知識と経験を活かして短期大学基準協会の充実発展に尽力されました。本協会では平成 21 年 10 月、川並先生の永年の功績を称えて名誉理事長の称号を贈りました。

また先生は、永年教育事業に携わった功績により、平成 5 年に藍綬褒章の表彰を受けられ、平成 15 年には永年私学振興に尽力された功績により、勲三等旭日中綬章の表彰を受けられました。

かねてより自己点検・評価の重要性を認識されていた先生は、大学の自己評価・評価について長い経験を有する米国の二年制カレッジの自己点検システムと実際の運営について調査研究するため、視察チームを編成し、平成 4 年に米国の二年制カレッジ及び二年制高等教育機関認定委員会（ACCJC）を訪問し、その現状を実地調査しました。翌年には、当時ハワイ大学副学長及び同大学コミュニティカレッジ総長であった本協会のジョイス・津野田幸子理事の支援・協力をいただき、ハワイ大学において「日米短期大学国際交流セミナー」を開催しました。参加した米国を含む各国からの大学評価に関する報告は、二年制高等教育機関における自己点検システムの理解に大いに役立ちました。この後もセミナーは 6 回にわたって開催されました。

川並弘昭先生のご逝去はまこと痛惜の念に堪えません。ここに謹んで哀悼の意を表しご冥福をお祈り申し上げます。

論説 1

# 第三者評価で得たもの

一　色　　尚（東大阪大学短期大学部　学長）

## はじめに

学校法人村上学園は、昭和 15 年 12 月、大阪の布施市（現東大阪市）に「健康にして聡明、情緒豊かにして強い生活力を持った女性を育成する」という願いの下に開校された布施高等女学校（現東大阪大学敬愛高等学校）に始まり、『萬物感謝・質実勤労・自他敬愛』の学園訓のもと、学園全体で「学問を通して人間をつくる教育」を目指してきました。本短期大学部は、昭和 40 年に布施女子短期大学として設立され、丁度、学園創立 70 周年、短期大学設立 45 周年を迎え、今回の第三者評価は本学の大きな節目であり、集大成の意味もありました。現在、学生一人ひとりを大切にした行き届いた教育をモットーに、日々の教育に取り組んでいます。

第三者評価を受けるに当たり、短期大学基準協会の指導を仰ぎながら準備を進め、平成 23 年 3 月 24 日付けで短期大学評価基準を満たしているとして「適格」認定をいただきました。

四年制大学志向が強いといわれる今日ですが、高等教育機関としての短期大学の果たすべき役割には大きなものがあると考えています。現在、社会の動きを分析しながら 2 年間の高等教育をいかにアピールしていくか、学生のニーズは何なのか、何を提供できるか、どのように社会に貢献していくのかといった積極的な攻めの姿勢で取り組んでいるところであります。

## 1「自己点検・評価報告書」の作成

本学では、これまでも「自己点検・評価報告書」を作成してきましたが、これは全教職員総がかりといったものではなく、それぞれの学科や部署等の反省事項をまとめたものであり、第三者から指摘されるといったものでもなく、それだけに必ずしも改革・改善に繋がるというものではありませんでした。今回のように報告書を作成し、第三者評価を受けることは、もちろん本学にとって初めてのことであり、我々の日々取り組んでいること、さらには進んできた道を評価していただくという画期的なものでありました。

さて、平成 21 年 9 月に短期大学基準協会より本学が平成 22 年度第三者評価の評価校として決定の通知をいただき、これまでのさまざまな準備が本格的になされることとなりました。今回評価を受けるに当たり、短期大学基準協会から示された 10 領域に沿って学科・部署ごとで文書作成に入りました。その際、項目ごとに分担したのですが、日常の業務と重なって、なかなか難しい作業でもあり、また、文章として表現するとなると、その面での困難もありました。

それぞれの学科、部署の長を中心に教員、事務職員総がかりで報告書作成に取り組みました。原稿作成に当たっては、学科、部署で会議を開き、議論を重ねるとともに、原稿が期日までに提出されるべく副学長を中心にとりまとめが行われました。自己点検・評価委員会では、さらに出されてきたものを検討し、推敲を重ねました。各領域におけるそれぞれの項目を文章にしてみると、本学としてこれまで力を注いできた部分、一方、そうでなかった部分も如実に見いだされ、今後改善・改革をしなければならない分野が明確になってきました。

本学の教育が実をあげているかどうかは、教

室やキャンパスでの学生たちの表情、さらには日頃の学生とのコミュニケーションからも、ある程度は窺い知るものでありますが、今回のような報告書作成、第三者評価を受けることで、本学にとってもっと大きく、かつ強く自らを振り返ることができたのであります。

重要なことは、教職員全員が自己点検・評価を受けるのだという意識、認識を共有して取り組むことであり、こういった空気を醸成する絶好の機会でもあり、また、これまで淡々とこなしてきた自らの仕事内容を、一度立ち止まって振り返り、熟慮反省し、内容によっては、さらに充実発展させる良い機会にしようと考えました。この第三者評価を受けることによって、全国基準で見た本学の教育、運営等といった課題を見つめ直すとともに、平素から日常的に業務を点検・評価することの大切さも痛感したものであります。

## 2 訪問調査を受けて

訪問調査は平成 22 年 9 月 6、7、8 日に実施されました。事前の準備として、添付資料の確認、評価員による学内視察や面接調査など 3 日間のスケジュール表を作成し、当日は、これに基づき動きました。これらの準備は ALO が重要なポイントとして活躍し、報告書を含め全体の統括は副学長がその任に当たりました。この訪問調査の過程で、学科長、各部門責任者への聞き取りが行われ、その際、さまざまな改善への提言をいただきました。そういった中で、ある意味でこれまで行ってきた教育活動に自信を得た点もあれば、指摘されたことにより気付かされた点も多々ありました。同じ短期大学人である評価員の先生方からは、建設的な意見を頂戴し、これからの本学の改革・改善に大きな示唆を得たものと思っております。3 日間の日程が終了した際は、なんともいえぬ充実感と、心地よい疲労感、そしてほっとした気分を感じたものでした。

正直なところ、第三者評価を受けるということは大変だなと思いました。しかし、逆に考えれば、このことを通じて短期大学の存在意義、本学の存在を認識していただくとともに、我々も、毎日の業務を振り返る絶好の機会でなかったかと思います。義務付けられているから報告書を作成するのではなく、この機会を通じて、平素から日常的に社会的使命を自覚して教育活動を展開していくことの重要性を痛感したところです。

我々は、この自己点検・評価を単なる評価に終わらせることなく、次の改善、改革に向けてのステップと強く考えているところです。

## 3 まとめ

こういった一連の作業、任務は、ただ単に 7 年ごとに巡ってくる第三者評価のためだけの取り組みに終わらせてはなりません。まさに不断の自己点検・評価、そして第三者評価の活用が大切です。18 歳人口が減少し、また四年制大

（東大阪大学短期大学部　キャンパスの風景）

学志向の強い今日、短期大学は厳しい状況に置かれています。その中で我々は、2年間、学生たちが本学に通ってよかったと思える付加価値を付けて卒業させることを何より重視しています。そのためにも教員も職員も一丸となって学生一人ひとりを大切に、そして授業内容と授業方法の改善に努め、学生生活を充実したものにすることによって、進路の保障、ひいては彼らの豊かな人生に繋がるものと考えています。これらの観点から課せられた課題は多く、これを機に一層の精進努力をすることにより、それらを誠実に解決しながら、二年制の高等教育機関としての本学の存在意義を、しっかりアピールしていきたいと考えています。

**論説2**

# ＡＬＯを経験して

福　地　昭　輝（鶴川女子短期大学　教授 ALO）

## はじめに

自己点検・評価報告書をもとに短期大学基準協会の第三者評価を受けてから、はや1年が経過しました。短期大学の抱える様々な課題について、評価員の先生方の厳しくもあたたかな目で点検していただくと、本学の改善へ向けたプランやその実行を促すための方向が明らかとなっていき、とても貴重な経験をさせていただきました。

本学は幼児教育学科単科の女子短期大学で、キリスト教精神の下でよき保育者の養成や子育て支援をする役割を担っております。限られた教職員で第三者評価を受ける作業は、規模にかかわらず同じでありますが、規模の小さい本学では意思の疎通や作業をスムーズに進めることができ、プラスに働きました。

私自身は平成20年度に専任教員となり、また評価員候補者に登録されました。平成21年度はALOとして報告書作成に携わりながら、同時に評価員として第三者評価も体験し、双方の立場で大学経営全体の姿を見ることができ、このことは何事にも代えがたいものになりました。

今回､第三者評価を受けることを目標として、報告書を作成し、自己点検・評価の方法や訪問調査に向けて行った体制作りは、その達成に向けた大きなプロジェクトであるというのが偽らざる実感です。

## 1 自己点検・評価の過程で実際に方法を身につける大切さ

短期大学共通の評価基準と評価の方法によって、客観的に外からの第三者評価を受けるということは、日常気付かぬまま慣習的に進められてきている教育の実情を公の場に開くことに他なりません。評価を受ける前年度にはALOとして点検作業を進め、あらゆる領域について改善すべき項目を洗い出し、改善の見通しが立つものについては、時間をおかず提案して実行することに努めました。しかし、予算的な裏付けも必要なものもあるため、理事長や法人事務局の支えと教職員の協力なくしてはできませんで

した。

さらには、従来からある委員会組織や規程の整備、教育の充実と研究の活性化なども必要で、逼迫した状況下で自己点検・評価を機能的に行うには、10 の領域を分担して執筆する者とは異なるメンバーによる点検と、その結果について領域間の意思の疎通を図ること、とどのつまり教職員が一つの目標に向かって歩む組織を作ることが肝要でした。すでに、副学長を委員長とする自己点検・評価委員会が組織されていて、さらには平成 19 年度より、短期大学基準協会の書式による報告書作成に踏み切っていましたので、その取り組みは大きな力となりました。

## 2 報告書を作成し、訪問調査を受けるまで

平成 22 年 6 月末までに自己点検・評価報告書を作成する作業や、訪問調査を受けるための準備にあたっては、前年度に評価員として携わった書面調査から訪問調査までの一連の経験が存分に活かせたと思います。評価員研修会で得た「これまでの第三者評価の点検の際に、特に優れた試みと評価できる事項としての指摘は、教育の内容、学生支援、社会的活動が多く、向上・充実のための課題としては教育の内容、財務の領域が多い」との情報は、ALO の立場として点検や推進のプランを提案し作業を進めるうえでインパクトがありました。評価を受けるまでに、各領域について訪問調査で責任を持って答えられるように、全教職員が点検・評価をする方法や手順などを身に付けることができました。

## おわりに

平和のうちに発展してきたわが国ですが、3 月 11 日の東日本大震災による甚大な被害と福島原子力発電所の事故で未曽有の事態に陥り、未来に暗雲が立ち込めてきました。その 2 週間後に、短期大学基準協会から正式に適格認定をいただいたことは、短期大学の使命を果たすべきであると、時の鐘を打ち鳴らされた思いです。短期大学が四年制大学に移行し、保育者養成の学部や学科が増えつつある中で、本学は短期大学として保育者を送り出す責務を担っております。

本年 4 月は、情報公開義務化のはじまりです。第三者評価は、この流れにも対応するものです。評価員の先生方から頂いた言葉は希望の灯となり、第三者評価の第 2 評価周期へ臨む本学の方向性を明らかにしました。

今回、第三者評価を受けて適格と認証していただけたことに慢心することなく、FD（ファカルティ・ディベロップメント）・SD（スタッフ・ディベロップメント）研修を充実させていきたいと思います。以下の 3 点が課題です。

① 改善や改革について評価していただいた項目についてシステムも含め持続させる努力。
② 新しい評価基準や項目をじっくりと研修して学び次の評価に向かう努力。
③ 短期大学基準協会の研修、学外から評価の専門家をお願いしての研修、先行する短期大学の評価結果から学ぶ努力。

### 随 想

#### 半袖シャツ

かつて、男性は夏になると半袖開襟シャツを着ていました。昭和 30 年代に半袖ワイシャツが現れました。平成 17 年には、クールビズという言葉で夏に涼しい服装をすることが提唱され、スーツを着て役所に行くと、ノーネクタイの白いシャツの人ばかりなので、何となく落ち着かなくなり、一般にも半袖ワイシャツが広まりました。今年は大震災による節電の影響でクールビズ期間が延長され、半袖ワイシャツを着る機会が多くなりました。しかし、ノーネクタイ、ノージャケットとはいうものの、ジャケットを着ている人も多く見かけます。

ワイシャツは毎日のように洗濯するでしょうが、ジャケットはある程度着てから洗濯するものです。すると、半袖ワイシャツとジャケットを併用すれば、何日分かの腕の部分の汗はジャケットに染み込むことになります。10 年前、洋服屋から「ジャケットを大切に使うのなら長袖ワイシャツを着なさい」と勧められました。それ以来、ジャケットを着ている人を見ると、ワイシャツは長袖か、半袖かと気になっています。

（新渡戸文化短期大学　学園長　森本晴生）

協会から

# 課題取り組みを支援する第三者評価

財団法人短期大学基準協会　理事
第三者評価委員会　委員
自由が丘産能短期大学　学長
森　脇　道　子

**◇法改正「就業力育成」への取り組み**

「社会的・職業的自立に関する指導等」に係る大学及び短期大学設置基準の一部改正が平成 23 年 4 月 1 日に施行されました。生涯を通じた持続的な就業力の育成を目指す趣旨で規定されたものですが、これをきっかけに、多くの大学で就業力育成の充実向上に向けた取り組みがいち早く始まっているようです。それに比べ、短期大学の対応はゆっくりのように感じられます。おそらく短期大学はもともと職業または実際生活に必要な能力を育成することを目的としており、長年にわたって取り組んできた自負があり、とりわけ短期大学全体の 7 割強が専門的な職業人を養成するという事情があるからでしょう。ただ、残りの 3 割にあたる社会科学系、人文系統の短期大学にあっては、これにあたりません。

**◇四年制大学と同等の社会人基礎力が求められている**

ビジネス系短期大学の一例として本学の取り組みを述べますと、これまで就業力育成を教育全体に内在するものとして捉え、一定の成果をあげていると思ってきました。が、近年になって学生の就業力の低下が著しくなり、呼応して、学生に基礎能力（一般に社会人基礎力と称されるもの）を期待する企業側の声が寄せられるようになってきました。そして、短期大学にも四年制大学と同等レベルの基礎能力を要求していることが学生の就職支援活動を通してはっきりしてきたので、就業力育成のあり方を見直すことにしました、いや、そうせざるを得なくなったというのが本当のところです。

**◇自ら PDCA サイクルの実質化をはかること**

いま、本学では、就業力育成のあり方を捉え直し、教職員が一体となって喫緊の課題として取り組み、育成の成果の確認方法を検討しています。しかし振り返ると、本学は「～幅広いビジネス実務力を実践の場に移しうる能力を備えた人材」養成を使命としているにも関わらず、学生の変化に早くから気付いていながら、就職率や学生満足度調査などの量的データに引きずられて、就業力育成の全学的取り組みを最優先にできませんでした。この反省から、環境の変化に対して現況をすばやく多面的に診断し、重要課題を絞り、自校の使命や長期的視点をもって取り組むことが大切だと痛感しています。

こうした各校の取り組みを応援するのが本協会の第三者評価であり、なかでも第 2 評価期間でポイントにおいている「学習成果の査定・評価結果のフィードバック・PDCA サイクル」が各校の取り組みの実効性を高めるものになることを願っています。

**編集後記**

去る 3 月 11 日の東日本大震災は、大津波だけでなく、原発の事故が重なり、いわゆる「大震災」を超える広い影響が続いています。阪神大震災の例から、大学としては、金融機関がダウンしていないかを確認し、入学手続きの送金や給与振込みができなくなることを考えなければならないという話を聞き、被害は大きいという思いを新たにしました。

本協会では、第三者評価のほかに、短期大学が行う自己点検･相互評価活動、地域総合科学科の適格認定、短期大学に関わる高等教育の調査研究などの業務を行っています。平成 22 年度の事業報告･決算報告をご覧ください。

（ＰＨＭ）

編集・発行
財団法人 短期大学基準協会　広報委員会
〒102－0073　東京都千代田区九段北 4－2－11
第 2 星光ビル 6 階
Tel. 03－3261－3594　　Fax. 03－3261－8954
E-mail：jimukyoku@jaca.or.jp
URL：//www.jaca.or.jp/